

業務月報

令和6年11月

ハローワーク川本

浜田公共職業安定所 川本出張所

邑智郡川本町大字川本301-2

TEL 0855-72-0385

FAX 0855-72-0386

雇用情勢の動向

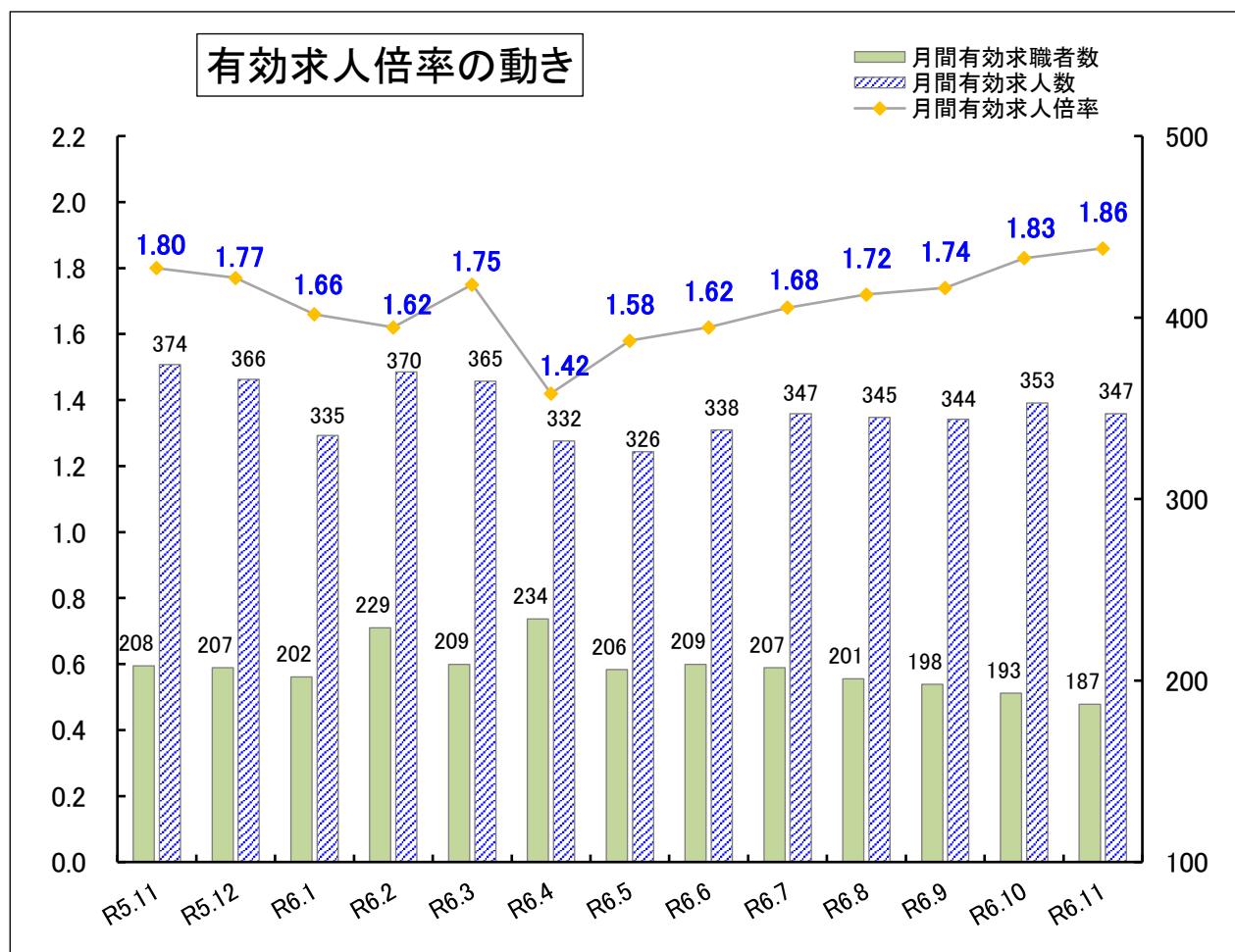
新規求職申込件数(オンライン含)は31人で、前年同月比26.2%(11人)減少しました。

月間有効求職者数(オンライン含)は187人で、前年同月比10.1%(21人)減少しました。

新規求人数は139人で、前年同月比27.5%(30人)増加しました。

月間有効求人数は347人で、前年同月比7.2%(27人)減少しました。

月間有効求人倍率は1.86倍で、前年同月比0.06ポイント上回りました。



(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年10月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等を含みます。

有効求人倍率	島根県	川本
	1.43	1.86

職業紹介状況

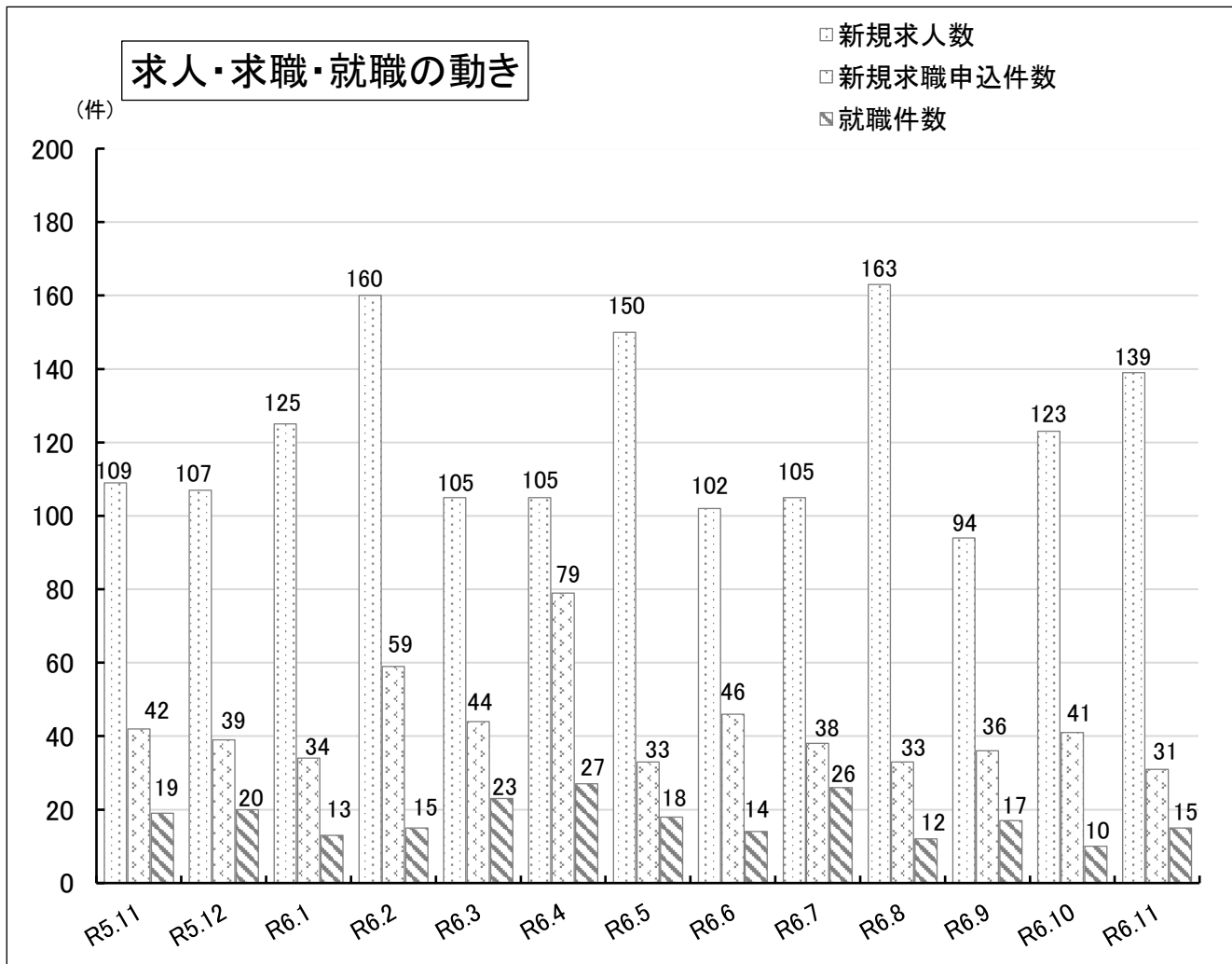
項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比	
① 新規求職申込件数	31	42	▲ 26.2	⑥ 求人倍率	新規	4.48	2.60	1.88
うち 55才以上	12	15	▲ 20.0		月間有効	1.86	1.80	0.06
② 月間有効求職者数	187	208	▲ 10.1	⑦ 紹介件数	22	28	▲ 21.4	
うち 55才以上	72	74	▲ 2.7	うち 55才以上	7	4	75.0	
うち (保)受給者	66	66	0.0	うち (保)受給者	9	9	0.0	
③ 新規求人数	139	109	27.5	⑧ 就職件数	15	19	▲ 21.1	
④ 月間有効求人数	347	374	▲ 7.2	うち 55才以上	3	4	▲ 25.0	
⑤ 充足数	14	14	0.0	うち (保)受給者	4	5	▲ 20.0	

産業別求人状況

産業	当月	前年同月	対前年比	産業	当月	前年同月	対前年比
農・林・漁業	0	2	▲ 100.0	情報通信業	2	0	
鉱業・採石業・砂利	0	0		運輸業・郵便業	2	1	100.0
建設業	8	23	▲ 65.2	卸売・小売業	10	9	11.1
製造業	2	7	▲ 71.4	金融・保険業	0	0	
食料品・飲料等	1	6	▲ 83.3	不動産業・物品賃貸業	0	0	
繊維・衣服等	0	1	▲ 100.0	学術研究 専門技術サービス業	0	3	▲ 100.0
木材・家具等	0	0		宿泊業・飲食サービス業	13	1	1,200.0
窯業・土石製品	0	0		生活関連サービス 娯楽業	0	0	
鉄鋼・金属製品	0	0		教育, 学習支援事業	1	1	0.0
一般機械器具	0	0		医療・福祉	98	53	84.9
電気機械器具	0	0		複合サービス事業	0	2	▲ 100.0
輸送用機械器具	1	0		サービス業	3	5	▲ 40.0
その他	0	0		公務・その他	0	2	▲ 100.0
電気・ガス 熱供給・水道業	0	0		合計	139	109	27.5

雇用保険業務取扱状況

項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比	
適用事業所数	356	352	1.1	受給資格決定件数	5	11	▲ 54.5	
新規適用事業所数	1	0		初回受給者数	9	5	80.0	
廃止事業所数	1	0		受給者実人員	42	36	16.7	
被保険者数	4,355	4,396	▲ 0.9	支給金額(千円)	4,937	4,486	10.1	
資格取得者数	22	26	▲ 15.4	再就職手当	人員	2	6	▲ 66.7
資格喪失者数	26	28	▲ 7.1		金額(千円)	1,243	2,672	▲ 53.5



人員整理の状況

項目	年月	4年度計	5年度計	5年		6年										
				11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
事業所数		8	10	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	2	1
解雇者数		10	16	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	3	1

最低賃金が、今年も変わります。確認しましょう。

地域別最低賃金

島根県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

島根県最低賃金 時間額 962円 令和6年10月12日発効

特定最低賃金（産業別）

下記の産業に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの特定最低賃金（産業別）が適用されます。

**製鋼・製鋼圧延業、
鉄素形材製造業**
時間額 **1,092円**
令和6年11月28日発効

**はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業**
時間額 **1,068円**
令和6年12月5日発効

**電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業**
時間額 **987円**
令和6年12月27日発効

自動車・同附属品製造業
時間額 **1,028円**
令和6年11月30日発効

百貨店、総合スーパー
次回の改定が行われるまで、令和6年10月12日からは、島根県最低賃金962円が適用されます。

自動車（新車）小売業
時間額 **1,000円**
令和6年12月5日発効

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)のご案内

人材開発支援助成金の制度概要

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に関連した訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。



人への投資促進コース

企業における労働者の人材育成を強かに支援するため、国民の皆さまからのご提案をもとに、令和4～8年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」による助成を行っています。「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。

